

J R 東海労働組合関西地「申」第17号  
2020年10月30日

東海旅客鉄道株式会社  
新幹線鉄道事業本部関西支社  
支社長 畑田 整吾 殿

J R 東海労働組合新幹線関西地方本部  
執行委員長 小林 國博

「申」第6号（「新幹線ホームの新型車いす用スロープの不具合改善」に関する申し入れ）の回答に対する申し入れ

10月19日、「申」6号に対する回答を受けた。

しかし、会社は「現在使用しているスロープに安全上問題ない」と車いすを利用するお客様の安全確保を放棄するような回答をしている。

また、スロープの不具合についても、私たちが申し入れた不具合の箇所とは違う箇所について回答しており、内容についても理解しがたいものになっている。

以上、「申」6号に対する回答は到底認められるものではない。

よって、以下のように申し入れるので早急に団体交渉の場を設置すること。

#### 記

1. 「申」第6号で申し入れたスロープの不具合（スロープとホームの接する部分の段差）に対する会社の見解を明らかにすること。また、会社、サービック、メーカー合同で実施している不具合解消に向けた対策（検証）を、進捗状況も含めて時系列で明らかにすること。
2. 不具合に対する回答で「係員の使用感として、設置時に渡り板とホームの間に渡り板の取手が介在することにより、ガタつきが生じる場合がある」「取手の厚みを無くす加工を行いついでに解消している」とあるが、具体的なイメージがわからず理解することができない。まず、取手とは何処を指すのか。取手が渡り板とホームの間にどのように介在するのか。ガタつきとはどういうものか。ガタつきと取手の厚みの関係はどのようなものなのか。以上、理解できるように説明すること。
3. 現時点においてもスロープとホームの接する部分の段差は解消されておらず、乗降時に車いすが転倒する恐れがあるにもかかわらず、「現在使用している渡り板に安全上の問題がない」と回答した根拠を明らかにすること。
4. 現時点においてもスロープの不具合（スロープとホームの接する部分の段差）は解消されていない。早急に不具合解消に向けて対策を取ること。

以上